

調整結果報告第22号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第4回 第13回	平成16年4月23日 平成16年11月29日	決定	第5回 第13回	平成16年5月21日 平成16年11月29日
<p><u>補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方について検討する。</u></p> <p>1 <u>2町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統合に向けて調整する。</u></p> <p>2 <u>2町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。</u></p> <p>3 <u>整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する。</u></p>					

(別紙)

協議項目			
事業補助(国・道上乗補助)【2町村同一あるいは同種のもの】			
項目	幕別町	忠類村	調整結果
1	<p>【名称】 農業経営基盤強化促進対策事業資金利子補給費補助金 【概要】 農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者に対し、基準金利と実質の差について、国、道及び町が一定の割合で利子補給する。 【補助基準】 定率補助</p>	<p>【名称】 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金 【概要】 幕別町と同一 【補助基準】 幕別町と同一</p>	<p>【名称】 農業経営基盤強化促進対策事業資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
2	<p>【名称】 天災資金利子補給費補助金 【概要】 被災農業者が農協から資金を借り入れ、国、道及び町が一定の割合で農協に利子補給する。 【補助基準】 定率補助</p>	<p>【名称】 天災資金利子補給費補助金 【概要】 幕別町と同一 【補助基準】 幕別町と同一</p>	<p>【名称】 天災資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
3	<p>【名称】 大家畜経営体質強化資金利子補給費補助金 【概要】 経営再建を行うため、既存借入金（農協系統一般資金等の公的資金）の高利率の制度資金を、借換えるための大家畜経営体質強化資金に対して、一定の利子助成をする。 【補助基準】 定率補助</p>	<p>【名称】 大家畜経営体質強化資金利子補給費補助金 【概要】 幕別町と同一 【補助基準】 幕別町と同一</p>	<p>【名称】 大家畜経営体質強化資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
4	<p>【名称】 大家畜経営改善支援資金利子補給費補助金 【概要】 酪農及び肉用牛経営の活性化及び経営継承を図るため、既存借入金（農協系統一般資金等の公的資金）を長期・低金利に借換えるための、大家畜経営活性化資金（経営活性化資金・後継者経営継承円滑化資金）の融資を受けた場合、一定の利子助成をする。 【補助基準】 定率補助</p>	<p>【名称】 大家畜経営改善支援資金利子補給費補助金 【概要】 幕別町と同一 【補助基準】 幕別町と同一</p>	<p>【名称】 大家畜経営改善支援資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>

事業補助（国・道上乗補助）【2町村同一あるいは同種のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
5	<p>【名称】 森林整備地域活動支援交付金</p> <p>【概要】 森林施行計画の認定を受けた森林所有者等と幕別町との間に対象行為等を定めた協定を締結し、団地内の積算基礎森林（35年生以下の人工林）に対して10千円/haを交付し、地域活動を推進する。</p> <p>【補助基準】 積算基礎森林（35年生以下の人工林）に対し、10千円/ha（定額）を交付。 ・積算基礎森林面積 947.98ha</p> <p>【その他特記事項】 間接補助 町⇒森林組合</p>	<p>【名称】 森林整備地域活動支援交付金</p> <p>【概要】 幕別町と同一</p> <p>【補助基準】 幕別町と同一 ・積算基礎森林面積 830.55ha</p> <p>【その他特記事項】 幕別町と同一</p>	<p>【名称】 森林整備地域活動支援交付金</p> <p>【補助基準】 積算基礎森林（35年生以下の人工林）に対し、10千円/ha（定額）を交付。</p> <p>【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
6	<p>【名称】 公費造林推進事業補助金</p> <p>【概要】 造林補助事業実施要領に基づき補助対象となった造林事業のうち森林組合等に委託して行う次の事業に対し補助する。 (1) 無立木地造林 (2) 複層林・混交林化 (3) 再造林</p> <p>【補助基準】 公共造林事業の査定経費の5%とする。 ただし、北海道が定める21世紀北の森づくり推進事業実施要領に該当する公共補助事業（平成22年度までの事業）は、標準経費に次の補助率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は切り上げる）とする。 (1) 公共補助事業の査定係数が170点以下の場合 ① 無立木地造林及び複層林・混交林化 <補助率等 0.27> ② 再造林 <補助率等 0.22> (2) 公共補助事業の査定係数が180点の場合 ① 無立木地造林及び複層林・混交林化 <補助率 0.23> ② 再造林 <補助率等 0.18></p>	<p>【名称】 21世紀北の森づくり推進事業補助金</p> <p>【概要】 造林補助事業実施要領に基づき補助対象となった造林事業のうち森林組合等に委託して行う次の事業に対し補助する。 (1) 無立木地造林 (2) 複層林・混交林化 (3) 再造林</p> <p>【補助基準】 北海道が定める21世紀北の森づくり推進事業実施要領に該当する公共補助事業（平成22年度までの事業）は、標準経費に次の補助率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は切り上げる）とする。 (1) 公共補助事業の査定係数が170点以下の場合 ① 無立木地造林及び複層林・混交林化 <補助率等 0.27> ② 再造林 <補助率等 0.22> (2) 公共補助事業の査定係数が180点の場合 ① 無立木地造林及び複層林・混交林化 <補助率 0.23> ② 再造林 <補助率等 0.18></p>	<p>【名称】 公費造林推進事業補助金</p> <p>【補助基準】 公共造林事業の査定経費の5%とする。 ただし、北海道が定める21世紀北の森づくり推進事業実施要領に該当する公共補助事業（平成22年度までの事業）は、標準経費に次の補助率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は切り上げる）とする。</p> <p>(1) 公共補助事業の査定係数が170点以下の場合 ① 無立木地造林及び複層林・混交林化 <補助率等 0.27> ② 再造林 <補助率等 0.22> (2) 公共補助事業の査定係数が180点の場合 ① 無立木地造林及び複層林・混交林化 <補助率 0.23> ② 再造林 <補助率等 0.18></p> <p>【具体的調整内容】 幕別町の例により、合併時に統合する。</p>

事業補助（国・道上乗補助）【2町村同一あるいは同種のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
7	<p>【名称】 民有林除間伐推進事業補助金</p> <p>【概要】 町内に人工造林地を所有している個人で、除間伐事業を森林組合に委託する者とする。</p> <p>【補助基準】 10千円/ha以内とする。ただし、平成17年度から平成19年度までの間ににおいて、北海道が定める北の森づくり機能強化対策事業に該当する場合については、11千円/ha（定額）とする。</p>	<p>【名称】 人工造林事業補助金</p> <p>【概要】 村内に森林を保有又は保育しようとする村民で森林組合が実施する受託事業をもって行う次に掲げる事業に対し補助する。ただし、人工林保育事業については、忠類村の区域に山林保有する者とする。</p> <p>(1) 人工造林 自己所有地の屋敷林及び耕地防風林を村内に植栽した人工造林事業を対象。</p> <p>(2) 人工林保育 民有林振興事業実施要領に基づき11～45年生までの間伐事業を行った者。ただし、前回補助後5年間は補助しない。</p> <p>【補助基準】</p> <p>(1) 人工造林 苗木代の1/3以内。ただし、屋敷林は、（中山間地域等直接支払交付金事業の対象者を除く）1年に10本以上100本以下の範囲内で行う植栽に対し、1戸につき1回限りの補助とし、耕地防風林は、概ね100本以上の植栽を対象とし、面積が0.1ha以上あるときは、50千円/ha以内の補助とする。</p> <p>(2) 人工林保育 10千円/ha以内</p>	<p>【名称】 民有林除間伐推進事業補助金</p> <p>【補助基準】 10千円/ha以内とする。ただし、平成17年度から平成19年度までの間ににおいて、北海道が定める北の森づくり機能強化対策事業に該当する場合については、11千円/ha（定額）とする。</p> <p>【具体的調整内容】 幕別町の例により、合併時に統合する。</p>

事業補助（国・道上乗補助）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
8	<p>【名称】 身体障害者用自動車改造費助成金 【概要】 身体障害者手帳の交付を受けている重度の肢体不自由者であつて、次にいずれかに該当するもの。 (1) 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要があるもの。 (2) 改造助成を行う月の属する前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限を超えないもの。 【補助基準】 操向装置及び駆動装置等の改造に直接要する経費とし、100千円/人を限度とする。</p>		<p>【名称】 身体障害者用自動車改造費助成金 【補助基準】 操向装置及び駆動装置等の改造において、直接要する経費を助成する。ただし、100千円/人を限度とする。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>
9	<p>【名称】 高齢者事業団訪問開拓員設置事業補助金 【概要】 訪問開拓員の人事費を補助する。 【補助基準】 定額補助（訪問開拓員1人分）</p>		<p>【名称】 高齢者事業団訪問開拓員設置事業補助金 【補助基準】 定額補助（訪問開拓員1人分） 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
10	<p>【名称】 次世代農業者支援融資事業利子助成補助金 【概要】 平成9年度から平成12年度の間に、後継者が親から経営継承した際の負債残高について、農業経営基盤強化資金・自作農維持資金の再建整備資金と償還円滑化資金・農家負担軽減支援特別資金・大家畜経営活性化資金などに借換えた際、または、上記資金で借換えのできない資金をリフレッシュ資金で借換え（2%以下の資金を除く）した際に上乗せ利子補給する。 【補助基準】 定率補助</p>		<p>【名称】 次世代農業者支援融資事業利子助成補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
11	<p>【名称】 農地保有合理化促進事業資金利子補給費補助金 【概要】 農業者が規模拡大を図る際、道農業開発公社が農地の出し手から農地を買い入れ、農地保有合理化事業（農地売買等事業）により一定期間（通常5年間）規模拡大農家に貸付を行う際、公社が借り入れした資金の利子について負担する。 【補助基準】 定率補助</p>		<p>【名称】 農地保有合理化促進事業資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>
12		<p>【名称】 中山間地域等直接支払交付金 【概要】 耕作放棄地の増加により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から交付金を交付する。 【補助基準】 (1) 地目：草地 草地比率：1,500円/10a (2) 負担割合 一般地域（国1/2 道1/4 村1/4） (3) 交付面積 28,973,531m²</p>	<p>【名称】 中山間地域等直接支払交付金 【補助基準】 (1) 地目：草地 草地比率：1,500円/10a (2) 負担割合 一般地域（国1/2 道1/4 村1/4） (3) 交付面積 28,973,531m² 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>

事業補助（国・道上乗補助）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
13	<p>【名称】 大家畜経営活性化資金利子補給費補助金 【概要】 酪農及び肉用牛経営の活性化及び経営継承を図るため、既存借入金（農協系統一般資金等の公的資金）を長期・低金利に借換えるための、大家畜経営活性化資金（経営活性化資金・後継者経営継承円滑化資金）の融資をうけた場合、一定の利子助成をする。 【補助基準】 定率補助</p>		<p>【名称】 大家畜経営活性化資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>
14		<p>【名称】 酪農経営負債整理資金利子補給費補助金 【概要】 借入金の償還が困難な酪農家に融通した酪農経営負債整理資金（特認）資金につき、融資機関との契約により利子補給をする。 【補助基準】 定率補助</p>	<p>【名称】 酪農経営負債整理資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>
15	<p>【名称】 大家畜経営維持資金利子補給費補助金 【概要】 BSE（牛海绵状脑症）の発生により経済的に影響を受けた畜産農家の経営維持の継続に必要な短期運転資金について一定の利子助成をする。 【補助基準】 定率補助</p>		<p>【名称】 大家畜経営維持資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>

事業補助（町村単独）【2町村同一あるいは同種のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
16	<p>【名称】 生ごみ処理容器購入設置助成金 電動生ごみ処理機購入設置助成金</p> <p>【概要】 家庭から出る厨芥類等の生ごみを堆肥化する容器の購入に対して助成する。</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) コンポスター 2千円/個（2個/世帯を限度） (2) 電動生ごみ処理機 購入価格の50%（1個/世帯及び20千円を限度） 	<p>【名称】 コンポスター購入助成</p> <p>【概要】 幕別町と同一</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) コンポスター 3千円/個（2個/世帯を限度） <p>【その他特記事項】 忠類村衛生協力会連合会からの助成</p>	<p>【名称】 生ごみ処理容器購入助成金 電動生ごみ処理機購入設置助成金</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) コンポスター 2千円/個（2個/世帯を限度） (2) 電動生ごみ処理機 購入価格の50%（1個/世帯及び20千円を限度） <p>【具体的調整内容】 幕別町の例により、合併時に統合する。</p>
17	<p>【名称】 ふるさと土づくり支援事業補助金</p> <p>【概要】 土地生産性を上げて農業経営の安定を図るために、良質な堆肥の生産及び確保の観点から、堆肥を購入する事業並びに堆肥の切り返しを行う事業に対して補助する。</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 堆肥を購入する事業 ① 農協が斡旋する堆肥を購入する場合は、300円/tを限度として、購入代金及び購入量に応じて積算した金額とする。 1戸あたりの補助上限額は、70千円とする。 ② 前号に規定する以外の場合は、100円/tを購入量に乘じた金額とする。1戸あたりの補助上限額は、30千円とする。 (2) 堆肥の切り返しを行う事業 幕別町の指定する堆肥切り返し機械により堆肥の切り返しを行った者に対し、2千円/時間を補助する。補助金は分単位で積算し、補助対象の最低時間を30分以上とする。 	<p>【名称】 土づくり対策事業補助金</p> <p>【概要】 農業経営の安定化を図るために、土壤透水性の改善及び土壤病害の発生防止等、持続的な畑作農業を確立することを目的として、緑肥作物栽培に係る種子購入事業並びに土壤透水性（心土破碎）事業に対して補助する。</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緑肥作物種子を購入する事業 農協が斡旋する緑肥を購入する場合は、1,500円/10aを限度として、購入代金及び購入量に応じて積算した金額とする。 (2) 土壤透水性（心土破碎）施工を行う事業 農協が指定した土壤透水性（心土破碎）施工を行った者に対し、施工経費の1/2を補助する。 	<p>【名称】 ふるさと土づくり支援事業補助金</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 堆肥を購入する事業（幕別地域） ① 農協が斡旋する堆肥を購入する場合は、300円/tを限度として、購入代金及び購入量に応じて積算した金額とする。 1戸あたりの補助上限額は、70千円とする。 ② 前号に規定する以外の場合は、100円/tを購入量に乘じた金額とする。1戸あたりの補助上限額は、30千円とする。 (2) 堆肥の切り返しを行う事業 幕別町の指定する堆肥切り返し機械により堆肥の切り返しを行った者に対し、2千円/時間を補助する。補助金は分単位で積算し、補助対象の最低時間を30分以上とする。 (3) 緑肥作物種子を購入する事業（忠類地域） 農協が斡旋する緑肥を購入する場合は、900円/10aを限度として、購入代金及び購入量に応じて積算した金額とする。 1戸あたりの補助上限額は、100千円とする。 <p>【具体的調整内容】 平成18年度当初に再編する。</p>
18	<p>【名称】 海外農業研修事業補助金</p> <p>【概要】 より自立した農業経営を目指すため、農業先進諸国の経営及び技術の実態を自ら体験し、更なる農業経営の発展を目指すことを個人へ補助する。</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 担い手を対象 ・必要経費の1/2以内 ・限度額 150千円/人 ・予算の範囲内 (2) 後継者を対象（士幌高校農業特別専攻科に在学中で同校が実施する研修事業に参加する者） ・必要経費の1/2以内 ・限度額 50千円/人 ・予算の範囲内 <p>【その他特記事項】 間接補助 町⇒ゆとりみらい21推進協議会</p>	<p>【名称】 担い手育成指導事業補助金</p> <p>【概要】 農業経営者の担い手として、視察研修及び団体活動の中から農業の担い手としての教養を高め、魅力ある農業経営を築くことを目的に団体へ補助する。</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海外研修 ・参加経費の1/3以内 ・限度額 100千円 ② まちとむらおかみさん大会 ・参加経費の1/2以内 ・限度額 50千円 	<p>【名称】 海外農業研修事業補助金</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 担い手を対象 ・必要経費の1/2以内 ・限度額 150千円/人 ・予算の範囲内 (2) 後継者を対象（士幌高校農業特別専攻科に在学中で同校が実施する研修事業に参加する者） ・必要経費の1/2以内 ・限度額 50千円/人 ・予算の範囲内 <p>【具体的調整内容】 幕別町の例により、平成18年度当初に統合する。</p>

事業補助（町村単独）【2町村同一あるいは同種のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
19	<p>【名称】 新規就農者支援奨励金</p> <p>【概要】 新規就農者の認定を受けた者が農業経営を開始した際、奨励金その他の支援を行ってその育成を図り、もって本町の産業振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法に基づく農業経営基盤強化促進事業又は公共団体若しくは公共的団体が行う事業により農用地等の賃貸契約を締結した場合は、当該契約による最初の支払日の属する年度から5年間に係る賃料の1/2に相当する奨励金を交付する。 (2) 農業経営に必要な農用地等を取得した場合は、最初の取得に限り、当該固定資産税が課されることとなった年度から5年間に係る固定資産税に相当する奨励金を交付する。 (3) 農業経営に必要な農用地等の取得又は家畜等を購入するために借り入れた農業関係制度資金の場合は、借入年度から5年間に係る約定利息のうち借入利率1.0%に相当する額を利子補給金として交付する。ただし、農業経営基盤強化資金については、実質金利から道の利子補給率に0.5%を加えた率を控除した率の1/2の率に相当する額を利子補給金として交付する。 (4) 新規就農予定者の農業実習受入農家に対し、予算の範囲内で営農指導費を交付する。 	<p>【名称】 新規就農者誘致奨励金</p> <p>【概要】 幕別町と同一</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地保有合理化促進事業、公社営農場リース事業及び農用地利用集積事業により、農用地及び農業用施設等の賃借契約を締結している期間（5年以内、特別な事由がある場合は更に5年以内の延長期間）に係る賃借料の1/2の額を限度として奨励金を交付する。 (2) 経営開始の年度から3年間にわたり、農業用施設等（住宅等農業用以外は除く）に係る固定資産税相当額を限度として、奨励金を交付する。 (3) 経営開始の年度から2年以内に、農業経営に必要な用地、農業用施設、家畜等を取得及び導入するために借り入れた農業関係制度資金（個人経営7,000万円、共同経営1億円限度）に対して、借入年度から5年間、利息の1/2に相当する額（1%を限度）を利子補給金として交付する。 	<p>【名称】 新規就農者支援奨励金</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法に基づく農業経営基盤強化促進事業又は公共団体若しくは公共的団体が行う事業により農用地等の賃貸契約を締結した場合は、当該契約による最初の支払日の属する年度から5年間に係る賃料の1/2に相当する奨励金を交付する。 (2) 農業経営に必要な農用地等を取得した場合は、最初の取得に限り、当該固定資産税が課されることとなった年度から5年間に係る固定資産税に相当する奨励金を交付する。 (3) 農業経営に必要な農用地等の取得又は家畜等を購入するために借り入れた農業関係制度資金の場合は、借入年度から5年間に係る約定利息のうち借入利率1.0%に相当する額を利子補給金として交付する。ただし、農業経営基盤強化資金については、実質金利から道の利子補給率に0.5%を加えた率を控除した率の1/2の率に相当する額を利子補給金として交付する。 (4) 新規就農予定者の農業実習受入農家に対し、予算の範囲内で営農指導費を交付する。 <p>【具体的調整内容】 幕別町の例により、合併時に統合する。</p>
20	<p>【名称】 農業用廃棄物再生処理対策事業補助金</p> <p>【概要】 町内の農業者等が、農業生産により発生した廃プラスチックを廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処理を行う場合に、その経費の一部を補助し、農村環境の維持を図ることを目的とする。</p> <p>【補助基準】 廃棄物の処理に係る処理料及び運搬料の合計額（処理経費）の1/4の額を補助する。ただし、処理経費の上限は、30円/kgとする。</p>	<p>【名称】 農業用産業廃棄物処理事業補助金</p> <p>【概要】 幕別町と同一</p> <p>【補助基準】 廃棄物の処理料金は、JAと村で1/2ずつ負担する。運送料金は、中山間地域等直接支払制度の共同取組活動として忠類集落が負担し、集落協定に参加していない農家は、自己搬入、自己負担とする。</p>	<p>【名称】 農業用廃棄物再生処理対策事業補助金</p> <p>【具体的調整内容】 平成18年度当初に農家負担の均衡を図れるよう補助基準を再編する。</p>
21	<p>【名称】 畜産祭補助金</p> <p>【概要】 町内で飼育・生産される優良な乳用牛、肉用牛及び馬を展示し、町内畜産農家の資質、飼養管理の向上を図るために開催する畜産祭に対して、開催経費の一部を助成するものである。</p> <p>【補助基準】 定額補助 600千円</p>	<p>【名称】 家畜品評会補助金</p> <p>【概要】 村の優良畜種育成振興を図るために開催する家畜品評会に対して、開催経費の一部を助成するものである。</p> <p>【補助基準】 家畜品評会開催にかかる経費から、関係団体の負担金、協賛金を控除した額に対して1/2に相当する額を予算の範囲内で補助する。</p>	<p>【名称】 家畜品評会補助金</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 定額補助（幕別地域） (2) 家畜品評会開催にかかる経費から、関係団体の負担金、協賛金を控除した額に対して1/2に相当する額（忠類地域） <p>【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準については、平成18年度中に十勝共進会出陳補助金（項目39）と併せて調整する。</p>

事業補助（町村単独）【2町村同一あるいは同種のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
22	<p>【名称】 幕別町企業開発促進事業補助金</p> <p>【概要】 企業の立地を促進するため、町内に事業場を新設し又は増設する者に対し、助成する。</p> <p>(1) 工業団地内に立地する事業場にあっては、投資額が500万円以上のもの</p> <p>(2) 工業団地外に立地する事業場にあっては、次に掲げるもの</p> <p>① 工場等（日本標準産業分類による製造業・建設業・ガス業・貨物運送業・物品賃貸業及び自動車整備業）に該当する事業場で、投資額が1億円以上で常時雇用する従業員数が5人以上のもの</p> <p>② ソフトウェアハウス及び試験研究施設に該当する事業場で、投資額が3,000万円以上で常時雇用する従業員数が5人以上のもの</p> <p>③ 観光事業施設に該当する事業場で、投資額が3億円以上で常時雇用する従業員数が10人以上のもの</p> <p>【補助基準】</p> <p>(1) 土地を除く固定資産税相当額（工業団地5年間、工業団地以外3年間・農工法が適用された場合適用後2年間）</p> <p>(2) 町長は前号に規定する者のうち、本町の産業の振興に寄与すると認められる者に対して、前項に定めるもののほか、必要な助成をすることができる。</p>	<p>【名称】 忠類村企業誘致促進事業補助金</p> <p>【概要】 企業の立地を促進するため、工場及び村の産業開発の振興に資する施設等で、企業新設のための投資を行うものに対し、助成する。</p> <p>(1) 工場、物の製造又は加工の用に供する施設</p> <p>(2) 産業開発の振興に資する施設等、次のアからエまでの施設</p> <p>① 試験研究施設</p> <p>② ソフトウェア施設（電子計算機のプログラム作成等を行う施設）</p> <p>③ 観光施設</p> <p>④ 村長が特に認める施設</p> <p>【補助基準】</p> <p>(1) 工場等の新設に伴う、投資額が2,000万円以上のものに対して、事業開始の日から5年間毎年度固定資産税相当額を助成する。</p> <p>(2) 工場等の新設に伴い常時雇用する従業員数が5人以上の場合、全従業員数に20万円を乗じて得た額を3年間助成する。 ただし、その額が200万円を超えるときは、200万円を限度とする。</p>	<p>【名称】 幕別町企業開発促進事業補助金</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 <ul style="list-style-type: none"> (1) 工業団地内に立地する事業場にあっては投資額500万円以上のもの (2) 工業団地外に立地する事業場にあっては次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ① 工場等（日本標準産業分類による製造業・建設業・ガス業・貨物運送業・物品賃貸業及び自動車整備業）に該当する事業場で、投資額が5,000万円以上で常時雇用する従業員数が5人以上のもの ② ソフトウェアハウス及び試験研究施設に該当する事業場で、投資額が3,000万円以上で常時雇用する従業員数が5人以上のもの ③ 観光事業施設に該当する事業場で、投資額が1億円以上で常時雇用する従業員数が10人以上のもの ・補助額 <ul style="list-style-type: none"> (1) 土地を除く固定資産税相当額（工業団地5年間、工業団地以外3年間・農工法が適用された場合適用後2年間） (2) 町長は前号に規定する者のうち、本町の産業の振興に寄与すると認められる者に対して、前項に定めるもののほか、必要な助成をすることができる。 <p>【具体的調整内容】 合併時に再編する。ただし、合併前に決定した補助については、現行のとおりとする。</p>
23	<p>【名称】 家庭教育学級運営費補助金</p> <p>【概要】 家庭教育の重要性を認識し、学習活動を通して子どもを正しく理解すると共に子どもに理解され受け止められるための知識、態度を養い課題を自主的に解決できることを目的とし小学校（幕別小学校においてはわかば幼稚園を含む）、中学校の家庭教育学級に補助する。</p> <p>【補助基準】 50千円/学級</p>	<p>【名称】 家庭教育学級補助金</p> <p>【概要】 子どもの心身の発達を学習し、子どもの健全育成を目標とし、研修を通じて学級生の生活をより豊かなものにするため補助する。</p> <p>【補助基準】 定額補助 131千円（保育所、小、中学校合同）</p>	<p>【名称】 家庭教育学級運営費補助金</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 <ul style="list-style-type: none"> 小学校（幕別小学校においてはわかば幼稚園を含む）、中学校、忠類保育所の家庭教育学級 ・補助額 50千円/学級 <p>【具体的調整内容】 平成18年度当初に再編する。</p>

事業補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
24	<p>【名称】 近隣センター運営交付金</p> <p>【概要】 近隣センターの管理運営に係る経費相当として、近隣センター毎に組織する運営委員会に運営交付金を交付する。</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 均等割 20千円 (2) 戸数割（毎年4月1日現在の戸数） <ul style="list-style-type: none"> ① 50戸未満 20千円 ② 50戸以上100戸未満 50千円 ③ 100戸以上150戸未満 100千円 ④ 150戸以上300戸未満 150千円 ⑤ 300戸以上 180千円 (3) 利用回数割（前年1月から12月の実績） <ul style="list-style-type: none"> ① 100回未満 10千円 ② 100回以上～150回未満 20千円 ③ 150回以上 30千円 (4) 特例加算 <ul style="list-style-type: none"> ① へき地保育所 30千円 ② へき地診療所 30千円 ③ 札内中央近隣センター 450千円 		<p>【名称】 近隣センター運営交付金</p> <p>【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 均等割 20千円 (2) 戸数割（毎年4月1日現在の戸数） <ul style="list-style-type: none"> ① 50戸未満 20千円 ② 50戸以上100戸未満 50千円 ③ 100戸以上150戸未満 100千円 ④ 150戸以上300戸未満 150千円 ⑤ 300戸以上 180千円 (3) 利用回数割（前年1月から12月の実績） <ul style="list-style-type: none"> ① 100回未満 10千円 ② 100回以上～150回未満 20千円 ③ 150回以上 30千円 (4) 特例加算 <ul style="list-style-type: none"> ① へき地保育所 30千円 ② へき地診療所 30千円 ③ 札内中央近隣センター 450千円 <p>【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
25	<p>【名称】 近隣センター使用料還付金</p> <p>【概要】 各近隣センターの使用料の8割を各運営委員会に交付する。</p> <p>【補助基準】 使用料額の8割</p>		<p>【名称】 近隣センター使用料還付金</p> <p>【補助基準】 使用料額の8割</p> <p>【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
26		<p>【名称】 誇れる村づくり奨励事業補助金</p> <p>【概要】 明るく豊かで活力ある独創的、個性的な村づくり人づくりの調査研究事業及び実施事業を行う団体及び個人に対し、必要な事項を定め予算の範囲内で補助を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) イベント開催事業 (2) 人材育成事業 (3) 地域間交流事業 (4) 地域文化育成事業 (5) その他特に必要と認められる事業 ・補助対象外事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国費、道費及び他の補助を受け、又は補助対象とされている事業 (2) 実施事業の目的、内容、効果等において公益性を欠く事業 (3) 本来、村が実施すべき事業 (4) 団体及び個人の自己負担がない事業 <p>【補助基準】 補助金の額は、申請のあった団体及び個人の事業の状況等を勘案し、毎年度予算の範囲内において決定する。</p>	合併時に廃止する。

事業補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
27	<p>【名称】 公区案内板設置補助金 ※平成17年1月から「協働のまちづくり支援事業（公区活動支援事業）」（項目29）として実施。</p>		調整なし
28	<p>【名称】 公区会館建設助成金 【概要】 公区会館の建設、改築について地元負担の軽減を図ることを目的として補助している。運営費の補助はない。 ・補助対象外 (1) 4km以内に公的集会施設が設置されている、又は設置計画がある場合 (2) 助成金交付年度から10年を経過しない場合 【補助基準】 建物面積 12千円/m²以内 新築又は増築 12千円 改築又は中古建物の購入 6千円 ※補助対象面積の制限 ⇒公区世帯数×2.0m²+10m²の合計面積を限度</p>	<p>【名称】 公区会館建設助成金 【補助基準】 ・補助対象外 (1) 4km以内に公的集会施設が設置されている、又は設置計画がある場合 (2) 助成金交付年度から10年を経過しない場合 ・補助額 建物面積 12千円/m²以内 新築又は増築 12千円 改築又は中古建物の購入 6千円 ※補助対象面積の制限 ⇒公区世帯数×2.0m²+10m²の合計面積を限度 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>	
29	<p>【名称】 協働のまちづくり支援事業 ◎ 公区活動支援事業 【概要】 公区内の案内板設置及び農業者等による、地域サインとしての公区住民統一看板の設置について補助する。 【補助基準】 (1) 公区案内板整備 設置費の1/2以内を補助する。（限度額35千円） (2) 公区内地域サイン整備 設置費の1/2以内を補助する。（限度額1,000千円）</p>	<p>【名称】 協働のまちづくり支援事業 ◎ 公区活動支援事業 【概要】 公区内の案内板設置及び農業者等による、地域サインとしての公区住民統一看板の設置について補助する。 【補助基準】 (1) 公区案内板整備 設置費の1/2以内を補助する。（限度額35千円） (2) 公区内地域サイン整備 設置費の1/2以内を補助する。（限度額35千円/基） 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。ただし、補助基準については、新町において調整する。</p>	
	<p>◎ 公区コミュニティ支援事業 【概要】 盆踊り・運動会等地域コミュニティに関する事業における備品等購入及び借入れについて補助する。 【補助基準】 (1) 地域コミュニティ活動 備品購入等に係る経費の1/2以内を補助する。 （限度額50千円）</p>	<p>◎ 公区コミュニティ支援事業 【概要】 盆踊り・運動会等地域コミュニティに関する事業における備品等購入及び借入れについて補助する。 【補助基準】 (1) 地域コミュニティ活動 備品購入等に係る経費の1/2以内を補助する。 （限度額50千円。複数公区の場合、限度額40千円/公区） 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。ただし、補助基準については、新町において調整する。</p>	

事業補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
29	<p>◎ 公区環境美化支援事業 【概要】 公区内の環境美化に関する事業に対して補助する。 【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境美化 <ul style="list-style-type: none"> ① 街区公園・近隣センターへの花壇苗の植栽 苗等の購入に係る経費の2/3以内を補助する。 (限度額40千円) ② 街路植樹ますへの花壇苗植栽 苗等の購入に係る経費以内を補助する。 (限度額なし) (2) 環境改善 <ul style="list-style-type: none"> ① ごみ飛散防止ネットの導入 ごみネットの購入に係る経費の1/2以内を補助する。 (限度額1枚2千円) (3) 公園等の管理 <ul style="list-style-type: none"> ① 公区内の街区公園及び地域管理パークゴルフ場清掃 清掃を行った面積9円/m²を補助する。 (限度額なし) ② 街区公園内のトイレ清掃 清掃を行った箇所11千円/箇所を補助する。 (限度額なし) ③ 千住川緑地帯、公営住宅周囲等清掃 清掃を行った面積3円/m²を補助する。 (限度額なし) (4) 主要農村道路景観維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ① 農村景観維持を図るための主要農村道路の草刈等維持 草刈等維持を行った人数及び面積 人数割 1千円 作業割 3円/m²を補助する。 		<p>◎ 公区環境美化支援事業 【概要】 公区内の環境美化に関する事業に対して補助する。 【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境美化 <ul style="list-style-type: none"> ① 公園・近隣センター、忠類地区の公区会館への花壇苗 の植栽 苗等の購入に係る経費の2/3以内を補助する。 (限度額40千円) ② 道路植樹ますへの花壇苗植栽 苗等の購入に係る経費以内を補助する。 (限度額なし) (2) 環境改善 <ul style="list-style-type: none"> ① ごみ飛散防止ネットの導入 ごみネットの購入に係る経費の1/2以内を補助する。 (限度額2千円/枚) (3) 公園等の管理 <ul style="list-style-type: none"> ① 公区内の公園及び地域管理パークゴルフ場清掃 清掃を行った面積9円/m²を補助する。 (限度額なし) ② 公園内のトイレ清掃 清掃を行った箇所11千円/箇所を補助する。 (限度額なし) ③ 千住川緑地帯、せせらぎ団地緑地、公営住宅周囲等 清掃 清掃を行った面積3円/m²を補助する。 (限度額なし) (4) 主要農村道路景観維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ① 農村景観維持を図るための主要農村道路の草刈等維持 草刈等維持を行った人数及び面積 人数割 1千円 作業割 3円/m²を補助する。 ② 刈り払い機の導入 刈り払い機の導入に係る経費の1/2以内を補助する。 (限度額30千円/機) <p>【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。ただし、補助基準については、新町において調整する。</p>
30			

事業補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
29	<p>◎ 公区の助け合い活動支援事業 【概要】 公区内の雪処理に関する事業に対して補助する。 【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 雪かき支援 老人一人暮らし世帯及び老人世帯並びに単身障害者等の除雪に対し、公区につき10千円、除雪2千円/戸を補助する。 (限度額なし) (2) 雪堆積場確保 市街化区域の空き地等における雪堆積場の確保に係る経費で、堆積場1箇所の面積330m²未満10千円、330m²以上660m²未満15千円、660m²以上20千円を補助する。 (3) 地域内除雪機械導入 公区内の通学路等歩行者安全確保のための除雪及び近隣センター除雪のための除雪機械導入に係る経費の1/2を補助する。 (限度額250千円) (4) 地域内排雪 公区内の道路及び交差点の安全確保のための排雪にかかる経費の1/2を補助する。 (限度額排雪区間500円/m) 		<p>◎ 公区の助け合い活動支援事業 【概要】 公区内の雪処理に関する事業に対して補助する。 【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 雪かき支援 老人一人暮らし世帯及び老人世帯並びに単身障害者等の除雪に対し、公区につき10千円、除雪2千円/戸を補助する。 (限度額なし) (2) 雪堆積場確保 市街地の空き地等における雪堆積場の確保に係る経費で、堆積場1箇所の面積330m²未満10千円、330m²以上660m²未満15千円、660m²以上20千円を補助する。 (3) 地域内除雪機械導入 公区内の通学路等歩行者安全確保のための除雪及び近隣センター、忠類地区的公区会館除雪のための除雪機械導入に係る経費の1/2を補助する。 (限度額250千円) (4) 地域内排雪 公区内の道路及び交差点の安全確保のための排雪にかかる経費の1/2を補助する。 (限度額排雪区間500円/m) <p>【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。ただし、補助基準については、新町において調整する。</p>
31	<p>◎ 公区防災活動支援事業 【概要】 公区の防災に関する計画策定、備品購入、訓練実施に対する事業に対し補助する。 【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災活動 <ul style="list-style-type: none"> ① 防災計画の策定 計画策定に係る経費の2/3以内を補助する。 (限度額70千円) ② 防災計画による避難用非常持ち出し袋の整備 備品整備に係る経費の1/3以内を補助する。 (限度額1千円/セット) ③ 防災計画による防災訓練等の実施 訓練等の実施に係る経費の2/3以内を補助する。 (上限額100千円) 		<p>◎ 公区防災活動支援事業 【概要】 公区の防災に関する計画策定、備品購入、訓練実施に対する事業に対し補助する。 【補助基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災活動 <ul style="list-style-type: none"> ① 防災計画の策定 計画策定に係る経費の2/3以内を補助する。 (限度額70千円) ② 防災計画による避難用非常持ち出し袋の整備 備品整備に係る経費の1/3以内を補助する。 (限度額1千円/セット) ③ 防災計画による防災訓練等の実施 訓練等の実施に係る経費の2/3以内を補助する。 (上限額100千円) <p>【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。ただし、補助基準については、新町において調整する。</p>
30	<p>【名称】 特別養護老人ホーム建設費補助金 【概要】 社会福祉法人の施設整備に伴う借入金の償還に対する補助（平成22年度まで債務負担行為） 【補助基準】 社会福祉法人の施設整備に伴う借入金の償還額から道補助金を除いた額</p>		<p>【名称】 特別養護老人ホーム建設費補助金 【補助基準】 社会福祉法人の施設整備に伴う借入金の償還額から道補助金を除いた額 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>

事業補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
31	<p>【名称】 老人居室等整備事業補助金 【概要】 北海道高齢者・身体障害者住宅整備資金決定者に対し、償還金の利子相当額を補助する。（北海道高齢者・身体障害者住宅整備資金の新規貸付の廃止に伴い、既借入者の償還分を対象に実施している。） 【補助基準】 貸付額100千円に対して、年額1,800円（3%利子相当額）とする。ただし、利子が3%以下の時は、これに相当する額とする。</p>		合併時に廃止する。ただし、既借入者の償還については、現行のとおりとする。
32	<p>【名称】 資源回収実践地区協力交付金 【概要】 資源回収実践地区への協力交付金を支給することにより、リサイクル意識の高揚を図る。 【補助基準】 回収量4円/kgを補助する。</p>		<p>【名称】 資源回収実践地区協力交付金 【補助基準】 回収量4円/kgを補助する。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>
32	<p>【名称】 公衆浴場確保対策事業補助金 【概要】 公衆浴場の廃業を防止するため、道の補助金額が年々減額されている状況に対し、従来の定額補助を平成12年度から道の減額分を上乗せして補助している。 【補助基準】 定額+定率 (1) 平成11年度を基準とし、道助成額の減額分を次年度上乗せし、補助額を決定する。 (2) 水道工事、下水道代を一部負担する。</p>		<p>【名称】 公衆浴場確保対策事業補助金 【補助基準】 定額+定率 (1) 平成11年度を基準とし、道助成額の減額分を次年度上乗せし、補助額を決定する。 (2) 水道工事、下水道代を一部負担する。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
34		<p>【名称】 村民交通傷害保険加入補助金 【概要】 交通事故により災害を受けた者を救済するため助成する。 ・対象者 新小学1年生、70歳以上の高齢者 【補助基準】 年間1口分 480円</p>	合併時に廃止する。
35		<p>【名称】 あげお物産展参加事業補助金 【概要】 埼玉県上尾市との交流を通じ、本村農産物を「あげおアグリフェスタ」に本村農産物を持ち込み、展示即売を行う経費の補助。展示即売を行うことにより、本村のPR・人的交流等の振興を図る。 【補助基準】 定額補助 50千円</p>	<p>【名称】 あげお物産展参加事業補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、事業のあり方等について、新町において調整する。</p>

事業補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
36		<p>【名称】 畠作協議会運営事業補助金 ※平成17年4月に忠類村畠作改善研究会と忠類村百合根耕作組合が統合し、畠作協議会に再編。</p> <p>【概要】 畠作を主体に経営をしている者同士の親睦と各作物栽培技術の情報交換、栽培試験、栽培技術の研修を図り、その技術を地域に波及するとともに、特産の食用百合根の振興を図るため、優良種子の普及活動や栽培技術試験などを通じて忠類村の農業振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【補助基準】 定額補助 畠作改善研究会分 100千円 百合根生産振興対策分 400千円</p>	<p>【名称】 畠作協議会運営事業補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準については、新町において調整する。</p>
37		<p>【名称】 主要畠作物等栽培新技術検討事業補助金 【概要】 農業改良普及センターなど関係機関との連携と指導のもと、各畠作物の栽培管理試験を通じ、主要畠作物の栽培に伴う新技術（資材）を検討し、一層なる収量及び品質等の向上を図り、クリーン農業に即した技術体系の研究を行うことを目的とする。</p> <p>【補助基準】 定額補助 240千円</p>	<p>【名称】 主要畠作物等栽培新技術検討事業補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準については、新町において調整する。</p>
38		<p>【名称】 百合根生産振興対策事業補助金 ※平成17年4月に忠類村畠作改善研究会と統合し、畠作協議会（項目36）に再編</p>	調整なし
39		<p>【名称】 十勝共進会出陳補助金 【概要】 十勝共進会に出陳するときの経費の一部に対して補助するもの。 【補助基準】 出陳 7千円/頭を予算の範囲内で補助する。</p>	<p>【名称】 十勝共進会出陳補助金 【補助基準】 出陳 7千円/頭を予算の範囲内で補助する。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準については、平成18年度中に家畜品評会補助金（項目21）と併せて調整する。</p>
40		<p>【名称】 自給飼料確保対策事業補助金 【概要】 自給飼料増産に努めるためバンカーサイロ等を整備するものに対し補助する。（平成18年度までの事業） 【補助基準】 1戸につき1基、事業費の1/3以内、300千円を限度とする。</p>	<p>【名称】 自給飼料確保対策事業補助金 【補助基準】 1戸につき1基、事業費の1/3以内、300千円を限度とする。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、平成18年度をもって廃止する。</p>
41		<p>【名称】 農用雌馬導入事業利子補給費補助金 【概要】 JAが事業主体になり地方競馬全国協会から補助を受けた農用雌馬導入貸付をするにあたり、JAに利息の一部を6年間にわたり補助する。（平成17年度までの事業） 【補助基準】 貸付利息2.5%の内0.5%を補助する。</p>	<p>【名称】 農用雌馬導入事業利子補給費補助金 【補助基準】 貸付利息2.5%の内0.5%を補助する。 【具体的調整内容】 平成17年度をもって廃止する。</p>

事業補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
42		<p>【名称】 エゾシカ対策事業補助金 【概要】 エゾシカによる農・林業被害を防止し、経営の安定を図るため、感知器、電気牧柵の購入費の一部を補助する。（平成18年度までの事業） 【補助基準】 動物自動感知器購入経費の1/2、防鹿柵（電気牧柵）購入経費の1/3を補助する。</p>	<p>【名称】 エゾシカ対策事業補助金 【補助基準】 動物自動感知器購入経費の1/2、防鹿柵（電気牧柵）購入経費の1/3を補助する。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、平成18年度をもって廃止する。</p>
43	<p>【名称】 新農政推進対策資金利子補給費補助金 【概要】 スーパーL資金以外の制度資金（農協のプロパー資金を含む）によって農地を取得した場合に当初6年間の約定償還利息について、一部補助する。 【補助基準】 ・借入利率3.5%以上の場合、その1.5%に相当する額 ・借入利率2.0%を超える場合、その利率と2.0の差に相当する額 ・借入利率2.0%以下の場合、対象外</p>		<p>【名称】 新農政推進対策資金利子補給費補助金 【補助基準】 ・借入利率3.5%以上の場合、その1.5%に相当する額 ・借入利率2.0%を超える場合、その利率と2.0の差に相当する額 ・借入利率2.0%以下の場合、対象外 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>
44	<p>【名称】 農家負債軽減対策利子補給費補助金 【概要】 負債整理のために借り入れた制度資金について、利子の一部を助成する。 【補助基準】 平成12年度までに借り入れた負債整理に係る制度資金について、各年度の利子0.3%に相当する額の利子の助成する。 農業経営自立安定化資金について、借入年度を含め6年間は利子0.3%に相当する額、6年経過後は利子0.1%に相当する額を助成する。</p>		<p>【名称】 農家負債軽減対策利子補給費補助金 【補助基準】 平成12年度までに借り入れた負債整理に係る制度資金について、各年度の利子0.3%に相当する額の利子の助成する。 農業経営自立安定化資金について、借入年度を含め6年間は利子0.3%に相当する額、6年経過後は利子0.1%に相当する額を助成する。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
45	<p>【名称】 特産品開発調査研究活動費補助金 【概要】 幕別町の特性を活かした特産品開発のための、調査研究に要する経費に対して補助する。 【補助基準】 交付限度額を150千円とし、予算の範囲内とする。</p>	<p>【名称】 特産物振興開発事業補助金 ※平成16年度から誇れる村づくり奨励事業に統合</p>	<p>【名称】 特産品研究開発事業補助金 【補助基準】 交付限度額を150千円とし、予算の範囲内とする。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>
46	<p>【名称】 中小企業融資保証料補助金 【概要】 中小企業の育成振興及び経営の合理化を促進する。 【補助基準】 (1) 運転資金 当該融資に係る保証料全額 (2) 設備資金 当該融資に係る保証料全額。ただし、1,000万円を超える場合は1/2 (3) 近代化資金 当該融資に係る保証料全額</p>		<p>【名称】 中小企業融資保証料補助金 【補助基準】 (1) 運転資金 当該融資に係る保証料全額 (2) 設備資金 当該融資に係る保証料全額。ただし、1,000万円を超える場合は1/2 (3) 近代化資金 当該融資に係る保証料全額 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>

事業補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
47	<p>【名称】 中小企業融資利子補給費補助金 【概要】 中小企業の育成振興及び経営の合理化を促進する。 【補助基準】 (1) 運転資金 当該貸付利率の1.2%を超える2%以内 (2) 設備資金 当該貸付利率の1.2%を超える2%以内 (3) 近代化資金 当該融資から5年間貸付利率の5%以内とし、6年目からは 貸付利率の1%を超える部分の4%以内</p>		<p>【名称】 中小企業融資利子補給費補助金 【補助基準】 (1) 運転資金 当該貸付利率の1.2%を超える2%以内 (2) 設備資金 当該貸付利率の1.2%を超える2%以内 (3) 近代化資金 当該融資から5年間貸付利率の5%以内とし、6年目からは 貸付利率の1%を超える部分の4%以内 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>
48		<p>【名称】 中小企業者事業資金利子補給費補助金 【概要】 常時使用する従業員の数が30人以下の中小企業が、事業資金として金融機関から借り入れたことによって生ずる利子に対し補助金を交付する。ただし、借入金額30,000千円以内。 【補助基準】 借入利率1.5%を超える額。ただし、補給率は2%以内</p>	合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した利子補給については現行のとおりとする。
49	<p>【名称】 パークプラザ等整備事業補助金 【概要】 パークプラザ建設に伴う借入金の償還に対する補助（平成30年度まで債務負担行為） 【補助基準】 パークプラザ建設に伴う借入金の償還額</p>		<p>【名称】 パークプラザ等整備事業補助金 【補助基準】 パークプラザ建設に伴う借入金の償還額 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
50	<p>【名称】 北海道季節移動労働者傷害保険共済制度加入助成金 【概要】 北海道季節移動労働者傷害保険料の補助 【補助基準】 保険料の1/2を助成</p>		合併時に廃止する。
51		<p>【名称】 中小企業退職金共済制度奨励事業補助金 【概要】 中小企業退職金共済法に基づく中小企業退職金共済制度の加入を奨励し、中小企業に就労する従業員の福祉の増進を図る。 【補助基準】 退職金共済契約を締結した日から国が助成する期間を除き、支払った掛金の1/6以内を助成する。ただし、限度額を月額10千円とする。</p>	合併時に廃止する。

事業補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
52	<p>【名称】 農用地排水改善対策事業補助金 【概要】 (1) 明渠・暗渠整備事業 明渠排水路の新設、維持管理、暗渠排水の新設及び補修に要する経費の内、掘削機械借上経費を補助する。 (2) 小規模暗渠整備事業 1.0ha以下的小規模な暗渠整備に要する暗渠排水管の購入経費を補助する。 【補助基準】 町1/4 農協1/4 受益者負担1/2</p>		<p>【名称】 農用地排水改善対策事業補助金 【補助基準】 町1/4 農協1/4 受益者負担1/2 【具体的調整内容】 平成18年度当初に新町に拡大して実施する。ただし、農協の負担については、新町において忠類農協と協議する。</p>
53	<p>【名称】 農業用施設維持管理事業補助金 【概要】 地域の農業用排水路の果す機能の理解を深め、維持管理に対する啓蒙を図るため町内に自主的に組織されている明渠愛護組合等の管理団体に対し明渠維持管理作業の実績に応じて予算の範囲内で補助する。 【補助基準】 ・出役人口数割 1千円/人 ・作業面積割 300円/m²</p>		<p>【名称】 農業用施設維持管理補助金 【補助基準】 ・出役人口数割 1千円/人 ・作業面積割 300円/m² 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。ただし、忠類地域においては、明渠愛護組合等の管理団体がないことから、新町において設立してもらえるよう推進する。</p>
54	<p>【名称】 スケートリンク整備交付金（各小中学校） 【概要】 スケートリンク造成事業の円滑な推進のため交付する。 【補助基準】 定額補助 小学校 69,500円～426,500円 中学校 325,000円～410,000円</p>	<p>【名称】 (スケートリンク造成委託金) 【概要】 幕別町と同一 【委託額】 定額 350千円</p>	<p>【名称】 スケートリンク整備交付金（各小中学校） 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 幕別町の例により、平成18年度当初に統合する。</p>
55	<p>【名称】 遠距離通学費補助金 【概要】 通学距離が小学生4km以上、中学生6km以上の児童生徒の保護者に対して通学に必要な経費を交付する。 【補助基準】 小学生 4km～5km未満 10千円 5km～6km未満 11千円 6km以上 12千円 中学生 6km～8km未満 10千円 8km～10km未満 11千円 10km以上 12千円</p>		<p>【名称】 遠距離通学費補助金 【補助基準】 小学生 4km～5km未満 10千円 5km～6km未満 11千円 6km以上 12千円 中学生 6km～8km未満 10千円 8km～10km未満 11千円 10km以上 12千円 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>
56	<p>【名称】 奨学資金交付金 【概要】 経済的理由によって就学困難な者に対して支給し、有能な町民の育成の理念に資する。 【補助基準】 7千円/月</p>		<p>【名称】 奨学資金交付金 【補助基準】 7千円/月 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>

事業補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
57	<p>【名称】 生きる力を育む創意ある教育活動支援事業交付金 ※平成16年度から特色ある教育活動支援事業を本事業に変更</p> <p>【概要】 新学習指導要領の基本的な考え方「ゆとりの中で特色ある教育を展開し、子供たち一人一人の生きる力を培う」を具現化するため、学校における特色ある学校づくりを支援する。</p> <p>【補助基準】 定額補助 小学校 106千円～212千円 中学校 142千円～243千円</p>		<p>【名称】 生きる力を育む創意ある教育活動支援事業交付金</p> <p>【補助基準】 定額補助</p> <p>【具体的調整内容】 平成18年度当初に新町に拡大して実施する。</p>
58	<p>【名称】 地域教育連携支援事業交付金</p> <p>【概要】 広く地域全体の教育力を高め人間形成空間としての教育文化環境を整備するため、教育連携として活動の支援を行う。</p> <p>【補助基準】 小学校 小規模 60千円/校 大規模 100千円/校 中学校 100千円/校</p>		<p>【名称】 地域教育連携支援事業交付金</p> <p>【補助基準】 小学校 小規模 60千円/校 大規模 100千円/校 中学校 100千円/校</p> <p>【具体的調整内容】 平成18年度当初に新町に拡大して実施する。</p>
59	<p>【名称】 パークゴルフ場管理交付金</p> <p>【概要】 途別・駒島・明倫のパークゴルフ場の管理を地域で行なうために交付する。</p> <p>【補助基準】 50千円/箇所</p>		<p>【名称】 パークゴルフ場管理交付金</p> <p>【補助基準】 50千円/箇所</p> <p>【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
60	<p>【名称】 十勝管内スポーツフェスタ補助金</p> <p>【概要】 世代間交流を喚起し、スポーツレクリエーション活動の振興に資するために補助する。</p> <p>【補助基準】 定額補助 440千円</p>		<p>【名称】 十勝管内スポーツフェスタ補助金</p> <p>【補助基準】 定額補助</p> <p>【具体的調整内容】 平成18年度当初に新町に拡大して実施する。</p>
61	<p>【名称】 全国、全道文化・スポーツ大会参加助成金</p> <p>【概要】 文化・スポーツ部門において優秀な成績を収め、各種全国・全道大会及びこれらに類する競技会、展覧会及び発表会等に参加又は出場する者に対して助成する。</p> <p>【補助基準】 (1) 交通費 大会開催地方までの往復分実費 (2) 宿泊費 1人1泊5千円以内 (3) 日当 所要日数に応じ1人1日1千円以内 (4) 国際大会出場に対する助成は、前記基準にかかわらず、開催国及び参加の態様を考慮した額</p>	(随時)	<p>【名称】 全国、全道文化・スポーツ大会参加助成金</p> <p>【補助基準】 (1) 交通費 大会開催地方までの往復分実費 (2) 宿泊費 1人1泊5千円以内 (3) 日当 所要日数に応じ1人1日1千円以内 (4) 国際大会出場に対する助成は、前記基準にかかわらず、開催国及び参加の態様を考慮した額</p> <p>【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>

事業補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
62	<p>【名称】 小学生国内研修派遣事業補助金 【概要】 児童を宮崎県東郷町（友好町）へ派遣し、派遣先の歴史、生活、文化等を観察・研修し、あわせて派遣先の児童との交流を通して21世紀の幕別町を拓く少年活動のリーダーを養成するために補助する。 【補助基準】 1人につき自己負担金20千円を控除した額を補助する。</p>	<p>【名称】 (上尾市子ども交流事業委託料) 【概要】 埼玉県上尾市子ども会連合会との交流を行い、一般家庭での民泊やお互いの地ではできない体験活動を通じ、子ども達の交流を深めるため、事業を忠類村地域子ども会育成連絡協議会に委託する。 【委託料】 定額 500千円</p>	<p>【名称】 小学生国内研修派遣事業補助金 【補助基準】 1人につき自己負担金20千円を控除した額を補助する。 【具体的調整内容】 平成18年度当初に新町に拡大して実施する。上尾市子ども交流事業委託料については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、新町において、他の類似事業と合わせて調整する。</p>
63	<p>【名称】 中学生国内研修派遣事業補助金 【概要】 中学生を神奈川県開成町へ派遣し、歴史、生活、文化等を観察・研修し、派遣先の中学生との交流を通して視野を広げ、幕別町の将来を担う人材を育てるため補助する。 【補助基準】 1人につき自己負担金30千円を控除した額を補助する。</p>		<p>【名称】 中学生国内研修派遣事業補助金 【補助基準】 1人につき自己負担金30千円を控除した額を補助する。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>
64	<p>【名称】 中学生海外研修派遣事業補助金 【概要】 中学生を海外へ派遣し、外国の理解を深めると共に国際的視野を広め、国際社会に貢献できる人材を育てるために補助する。 【補助基準】 1人につき自己負担金80千円を控除した額を補助する。</p>		<p>【名称】 中学生海外研修派遣事業補助金 【補助基準】 1人につき自己負担金80千円を控除した額を補助する。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>
65	<p>【名称】 高校生海外研修派遣事業補助金 【概要】 保護者が幕別町民である幕別高等学校及び江陵高等学校の生徒を海外へ派遣し、外国の理解を深めると共に国際的視野を広め、国際社会に貢献できる人材を育てるために補助する。 【補助基準】 1人につき自己負担金80千円を控除した額を補助する。</p>		<p>【名称】 高校生海外研修派遣事業補助金 【補助基準】 1人につき自己負担金80千円を控除した額を補助する。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>
66	<p>【名称】 高校生海外留学補助金 【概要】 国際性豊かな人材を育成するため、海外留学を志す意欲のある高校生で、次の要件を満たす者に補助する。 (1) 保護者が幕別町民である高校生 (2) 保護者の前年所得が、500万円以下の者 (3) 海外留学について、十分な信用と実績のある機関が実施する試験に合格し、1年間の海外交換留学をする者 (4) 当該高校生が在学する校長の推薦がある者 【補助基準】 留学機関が公表した参加費用を補助する。ただし、参加費用が30万円を超える場合は、30万円とする。</p>		<p>【名称】 高校生海外留学補助金 【補助基準】 ・補助対象 (1) 保護者が幕別町民である高校生 (2) 保護者の前年所得が、500万円以下の者 (3) 海外留学について、十分な信用と実績のある機関が実施する試験に合格し、1年間の海外交換留学をする者 (4) 当該高校生が在学する校長の推薦がある者 ・補助基準 留学機関が公表した参加費用を補助する。ただし、参加費用が30万円を超える場合は、30万円とする。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>

事業補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
67	<p>【名称】 海外研修派遣事業補助金 ※平成16年度をもって廃止</p>		調整なし
68	<p>【名称】 国際交流ホストファミリー助成金 【概要】 国際交流事業により、ホームステイのホストファミリーとして外国人を受け入れる町内の家庭に対し助成する。 【補助基準】 (1) 受入期間 5日以上30日以内 10千円 (2) 受入期間30日を超える6ヶ月以内 50千円 (3) 受入期間6ヶ月を超える1年以内 100千円</p>		<p>【名称】 国際交流ホストファミリー助成金 【補助基準】 (1) 受入期間 5日以上30日以内 10千円 (2) 受入期間30日を超える6ヶ月以内 50千円 (3) 受入期間6ヶ月を超える1年以内 100千円 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>

団体補助（国・道上乗補助）【2町村同一あるいは同種のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
69	<p>【名称】 十勝地区身体障害者福祉協会幕別町分会助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成 【補助基準】 社会福祉協議会から90千円（うち町からの間接補助50千円）の助成 【その他特記事項】 北海道共同募金会幕別町分会からの助成あり。</p>	<p>【名称】 十勝地区身体障害者福祉協会忠類村分会運営事業助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成（共同募金会から） 【その他特記事項】 社会福祉協議会及び村からの助成金はなし。 北海道共同募金会忠類村分会より80千円の助成</p>	<p>【名称】 十勝地区身体障害者福祉協会幕別町分会助成金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準については、社会福祉協議会の統合の協議と合わせて、町からの間接補助金及び共同募金会助成金を含めて協議し、本・支部のバランスを考慮して再編する。</p>
70	<p>【名称】 幕別町老人クラブ連合会補助金 【概要】 老人クラブの育成並びに連絡、調整と老人福祉及び老人保健対策の推進を図る事業に対し補助する。 【補助基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上会員 2千円/人 ・十勝地区老人クラブ連合会負担金分 ・北海道老人クラブ連合会負担金分 ・事務局経費（定額） 400千円 ・特別事業費分（定額） 250千円 老人クラブ連合会は上記の合算額の内、65歳以上の会員分を、各単位老人クラブへ交付する。 </p>	<p>【名称】 忠類村老人クラブ（連合会）補助金 【概要】 高齢者の福祉の増進と会員相互の親睦を図るとともに、会員が明るい社会を営むことができるよう社会に積極的に参加し、協力することを目的に行う事業に対し補助する。 【補助基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会分 250千円 ・単位老人クラブ分 120千円 (60千円×2クラブ) 計 370千円 </p>	<p>【名称】 幕別町老人クラブ連合会補助金 【補助基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上会員 2千円/人 ・十勝地区老人クラブ連合会負担金分 ・北海道老人クラブ連合会負担金分 ・事務局経費（定額） ・特別事業費分（定額） 老人クラブ連合会は上記の合算額の内、65歳以上の会員分を、各単位老人クラブへ交付する。 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。 </p>

団体補助（国・道上乗補助）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
71	<p>【名称】 民生委員活動費交付金 【概要】 民生委員活動に対し交付する。 【補助基準】 民生委員活動費に伴う道支出分（58,400円/人）並びに民生委員連盟負担金（全国・北海道・十勝分8,000円/人）及び互助共済会費（国・道分2,900円/人）について、53名分を交付する。</p>		<p>【名称】 民生委員活動費交付金 【補助基準】 民生委員活動費に伴う道支出分（58,400円/人）並びに民生委員連盟負担金（全国・北海道・十勝分8,000円/人）及び互助共済会費（国・道分2,900円/人）について、町内の民生委員・児童委員（主任児童委員含む）に係る人数分を交付する。 ※一人当たり単価は、法律等の改正により変更となる場合がある。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。</p>
72	<p>【名称】 小規模授産施設運営費補助金 【概要】 施設運営費への補助 【補助基準】 入所者負担金等を控除した後の運営経費について補助する。</p>		<p>【名称】 小規模授産施設運営費補助金 【補助基準】 入所者負担金等を控除した後の運営経費について補助する。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>

団体補助（町村単独）【2町村同一あるいは同種のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
73	<p>【名称】 十勝管内町村対抗野球大会参加負担金助成金 【概要】 十勝管内町村対抗野球大会参加負担金を助成する。 【補助基準】 定額補助 20千円</p>	<p>【名称】 忠類村職員スポーツ振興会補助金 【概要】 忠類村役場職員の健康保持増進のため行われている各種スポーツを奨励し、各関連行事等の義務的経費の負担等を補助する。 【補助基準】 定額補助 40千円</p>	<p>【名称】 十勝管内町村対抗野球・卓球・ゴルフ大会参加負担金助成金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に再編する。</p>
74	<p>【名称】 公区運営費交付金 【概要】 町行政の民主的かつ効率的な運営を図るために公区に交付する。 【補助基準】 世帯割 500円</p>	<p>【名称】 行政区補助金 【概要】 村行政の民主的にして、かつ、能率的なる運営を図り、もって本村の円滑なる進展を期するために行政区に交付する。 【補助基準】 (1) 基本額 10戸未満 31千円 10～15戸 32千円 16～20戸 36千円 21～30戸 38千円 31～40戸 40千円 41～50戸 41千円 51～100戸 43千円 101戸以上 44千円 (2) 戸数割 市街地 250円/戸 市街地以外 700円/戸 (3) 会館維持費 各区の会館の維持費のうち、水道料において年額10千円を超えた額の全額 </p>	<p>【名称】 公区運営費交付金 【交付基準】 (1) 基本額 40戸以下 50千円 41～60戸 60千円 61～100戸 70千円 101戸以上 80千円 201戸以上 90千円 301戸以上 100千円 (2) 戸数割 市街地 200円/戸 市街地以外 400円/戸 【具体的調整内容】 平成18年度当初に再編する。</p>
75	<p>【名称】 池田地区保護司会幕別町分区助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成 【補助基準】 社会福祉協議会から250千円（うち町からの間接補助120千円）の助成</p>	<p>【名称】 保護司会補助金 【概要】 保護司会分区運営に係る経費について補助 【補助基準】 定額補助 60千円</p>	<p>【名称】 池田地区保護司会幕別町分区助成金 広尾地区保護司会忠類村分区助成金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に社会福祉協議会からの補助とする。ただし、補助基準については、社会福祉協議会の統合の協議と合わせて、町からの間接補助金を含めて協議し、分区間のバランスを考慮して再編する。</p>

団体補助（町村単独）【2町村同一あるいは同種のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
76	<p>【名称】 幕別町遺族会助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成 【補助基準】 社会福祉協議会から300千円（うち町からの間接補助200千円） 【その他特記事項】 北海道共同募金会幕別町分会からの助成はなし。</p>	<p>【名称】 忠類村殉公遺族会運営助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成（共同募金会から） 【その他特記事項】 社会福祉協議会及び村からの助成金はなし。 北海道共同募金会忠類村分会からの助成金あり。</p>	<p>【名称】 幕別町遺族会助成金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準については、社会福祉協議会の統合の協議と合わせて、町からの間接補助金及び共同募金会助成金を含めて協議し、本・支部のバランスを考慮して再編する。</p>
77	<p>【名称】 幕別町手をつなぐ親の会運営事業助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成 【補助基準】 社会福祉協議会から60千円（うち町からの間接補助50千円）の助成 【その他特記事項】 北海道共同募金会幕別町分会からの助成金はあり。</p>	<p>【名称】 忠類村手をつなぐ親の会運営事業助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成（共同募金会から） 【その他特記事項】 社会福祉協議会及び村からの助成金はなし。 北海道共同募金会忠類村分会からの助成金あり。</p>	<p>【名称】 幕別町手をつなぐ親の会運営事業助成金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準については、社会福祉協議会の統合の協議と合わせて、町からの間接補助金及び共同募金会助成金を含めて協議し、町全体のバランスを考慮して再編する。</p>
43	<p>【名称】 幕別町社会福祉協議会補助金 【概要】 法人運営事業への補助 【補助基準】 法人運営事業に係る経費から会費収入及び利息等の自主財源を差し引いた額を補助する。 各公共的団体（社会福祉関係団体）に対する間接補助分を上乗せし、福祉灯油分についても補助対象とする。</p>	<p>【名称】 忠類村社会福祉協議会補助金 【概要】 幕別町と同一 【補助基準】 法人運営事業に係る経費から会費収入及び利息等の自主財源を差し引いた額を補助する。</p>	<p>【名称】 幕別町社会福祉協議会補助金 【補助基準】 法人運営事業に係る経費から会費収入及び利息等の自主財源を差し引いた額を補助する。 各公共的団体（社会福祉関係団体）に対する間接補助分を上乗せし、福祉灯油分についても補助対象とする。 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。</p>
78	<p>【名称】 幕別町母子若葉会助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成 【補助基準】 社会福祉協議会から40千円（うち町からの間接補助40千円）の助成 【その他特記事項】 北海道共同募金会幕別町分会からの助成金はあり。</p>	<p>【名称】 忠類村母子会助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成（共同募金会から） 【その他特記事項】 社会福祉協議会及び村からの助成金はなし。 北海道共同募金会忠類村分会の助成対象団体であるが、現在休止中につき助成金はなし。</p>	<p>【名称】 幕別町母子若葉会助成金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準については、社会福祉協議会の統合の協議と合わせて、町からの間接補助金及び共同募金会助成金を含めて協議し、本・支部のバランスを考慮して再編する。</p>
79			

団体補助（町村単独）【2町村同一あるいは同種のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
80	<p>【名称】 幕別町生活安全推進協議会補助金 ※平成16年度に幕別町交通安全協会、幕別町防犯協会及び幕別町交通安全推進委員会が統合</p> <p>【概要】 住民の安全を確保し、明るい社会環境整備と地域安全活動の推進を図り、交通機関・交通文化の発展に寄与するための広報啓発活動等の事業に対して助成する。</p> <p>【補助基準】 定額補助 1,400千円</p>	<p>【名称】 忠類村交通安全協会助成金</p> <p>【概要】 住民の安全を確保し、交通の安全と円滑化を図り、交通秩序の確保に寄与するとともに、会員相互の連絡強調を図るための交通安全運動・広報啓発活動等の事業に対して助成する。</p> <p>【補助基準】 定額補助 140千円</p>	<p>【名称】 幕別町生活安全推進協議会補助金</p> <p>【補助基準】 定額補助</p> <p>【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。</p>
81		<p>【名称】 忠類村交通・防犯推進委員会補助金</p> <p>【概要】 防犯思想の高揚を図り明るい郷土の建設のための防犯運動・広報啓発活動等の事業に対して補助する。</p> <p>【補助基準】 定額補助 652千円</p>	
82	<p>【名称】 ゆとりみらい21推進協議会補助金</p> <p>【概要】 推進協議会の運営経費に対して補助する。</p> <p>【補助基準】 必要経費から町以外の構成機関の負担金などを控除した金額を補助する。</p> <p>【その他特記事項】 構成機関の負担金については、共済組合・日甜が定額で、3農協が組合員戸数割によるルール計算額である。</p>	<p>【名称】 忠類村農業推進協議会運営事業補助金</p> <p>【概要】 幕別町と同一</p> <p>【補助基準】 運営経費の1/2を予算の範囲内で補助。</p>	<p>【名称】 ゆとりみらい21推進協議会補助金</p> <p>【補助基準】 必要経費から町以外の構成機関の負担金などを控除した金額を補助する。</p> <p>【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準について、関係機関と協議のうえ、新町において調整する。</p>
83	<p>【名称】 乳牛検定組合補助金</p> <p>【概要】 乳牛群の資質改良と良質乳の生産を図るために、乳検の飼料による飼料給餌を行い、経営の安定を図るために、運営している乳牛検定組合に補助する。</p> <p>【補助基準】 定額補助 900千円</p>	<p>【名称】 乳質等レベルアップ促進事業補助金</p> <p>【概要】 乳牛の資質改良と良質乳の生産を図るために、乳検と飼料分析を行い、経営の安定を図るために、運営をしている農協に補助する。</p> <p>【補助基準】 定額補助 1,500千円</p>	<p>【名称】 乳牛検定組合補助金</p> <p>【補助基準】 定額補助</p> <p>【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、平成18年度に次の項目を基に補助基準を再編し、平成19年度から平成21年度にかけて段階的に調整する。 (1) 均等割 (2) 戸数割 (3) 頭数割</p>
84	<p>【名称】 幕別町家畜伝染病自衛防疫組合補助金</p> <p>【概要】 家畜の伝染性疾病的発生を未然に防止するため、家畜飼養者及び関係機関の組織的な指導体制を確立し、環境衛生の向上及び自衛防疫思想の高揚を図ることを目的に補助する。</p> <p>【補助基準】 定額補助 65千円</p>	<p>【名称】 忠類村家畜自衛防疫組合補助金</p> <p>【概要】 幕別町と同一</p> <p>【補助基準】 伝染病発生農家の清浄化事業の場合に、事業費の1/3を補助する。</p>	<p>【名称】 幕別町家畜伝染病自衛防疫組合補助金</p> <p>【補助基準】 定額補助</p> <p>【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。</p>

団体補助（町村単独）【2町村同一あるいは同種のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
85	<p>【名称】 幕別池田酪農ヘルパー利用組合補助金 【概要】 酪農家の家畜飼養農家の労働条件の改善を図り、休養日の確保によりゆとりある酪農経営を行い生活及び経営安定を図るため、酪農ヘルパー利用組合に補助する。 【補助基準】 構成する幕別町、池田町の2町で1,000千円を補助する。負担割合は、組合員数の割合で算出。</p>	<p>【名称】 南十勝酪農ヘルパー事業振興補助金 【概要】 幕別町と同一 【補助基準】 構成する忠類村、大樹町、広尾町の3町村で6,000千円を補助する。負担割合は、組合員数の割合で算出。</p>	<p>【名称】 酪農ヘルパー事業補助金 【補助基準】 幕別池田酪農ヘルパー利用組合 1,000千円を幕別町、池田町の2町で組合員数割 南十勝酪農ヘルパー組合 6,000千円を幕別町、大樹町、広尾町の3町で組合員数割 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、平成18年度に次の項目を基に補助基準を再編し、平成19年度から平成21年度にかけて段階的に調整する。 (1) 均等割 (2) 戸数割 (3) 頭数割</p>
86	<p>【名称】 民有林振興対策事業補助金 【概要】 森林所有者の森林施業計画の作成指導・助言及び各種補助事務手続き等の代行並びに林業推進に伴う啓発活動への支援措置に対して、幕別町森林組合に補助する。 【補助基準】 定額補助 1,050千円</p>	<p>【名称】 民有林振興指導事業補助金 【概要】 森林施業計画の樹立に関する指導及び作成、森林保護事業、組合組織強化に対して、忠類村森林組合に補助する。 【補助基準】 定額補助 2,000千円</p>	<p>【名称】 民有林振興対策事業補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準について、森林組合の統合に合わせて調整する。</p>
87	<p>【名称】 商工会振興事業補助金 【概要】 幕別町商工会が行う小規模企業指導事業及び商工業の振興と安定を図るために補助する。 【補助基準】 定率補助</p>	<p>【名称】 商工会経営改善普及事業補助金 【概要】 忠類村商工会が行う小規模企業指導事業及び商工業の振興と安定を図るために補助する。 【補助基準】 定率補助</p>	<p>【名称】 商工会振興事業補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準について、商工会の統合に合わせて調整する。</p>
88	<p>【名称】 季節労働者協議会補助金 【概要】 地元での就労の場の確保と拡大、冬期技能講習制度の存続などの活動を行い、季節労働者の生活と権利及び地域経済を守り発展させる活動をしている当該団体に補助する。 【補助基準】 定額補助 280千円</p>	<p>【名称】 積寒給付金制度推進事業補助金 【概要】 冬季技能講習会に対し補助金を支給している。 【補助基準】 定額補助 150千円</p>	<p>【名称】 季節労働者協議会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 幕別町の例により、平成19年度当初に統合する。</p>
89	<p>【名称】 幕別町観光物産協会補助金 ※平成16年度に幕別町観光協会と幕別町物産協会が統合 【概要】 観光資源の調査開発の促進、観光地の紹介と宣伝、物産を広く紹介宣伝、販売拡張、品質向上と新製品の開発などの活動を行い、もって地域産業の健全なる発展を期する当該団体に対して補助する。 【補助基準】 定額補助 7,564千円</p>	<p>【名称】 忠類村観光協会補助金 【概要】 観光事業を推進し、観光並びに産業の振興に寄与することを目的とする当該団体に対する補助。 【補助基準】 定額補助 3,580千円</p>	<p>【名称】 幕別町観光物産協会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準について、団体の統合に合わせて調整する。</p>

団体補助（町村単独）【2町村同一あるいは同種のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
90	<p>【名称】 スキーパトロール交付金 【概要】 明野ヶ丘スキー場の事故防止等のため、パトロールを実施するスキー協会に対し交付する。 【補助基準】 定額補助 150千円（運営に係る事務費、用具費、研修費、旅費等）</p>	<p>【名称】 スキーパトロール隊補助金 【概要】 白銀台スキー場において、スキーによる障害を未然に防ぐ事故防止活動を行う当該団体に対して補助する。 【補助基準】 定額補助 100千円（運営に係る事務費、用具費等）</p>	<p>【名称】 スキーパトロール交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準については、新町において調整する。</p>
91	<p>【名称】 学校管理交付金 【概要】 緊急性のある環境整備等が迅速にできるよう必要な環境整備人件費、作業車両の自賠責等の金額を交付する。 【補助基準】 定額補助 小学校 114千円～163千円 中学校 101千円～136千円</p>	<p>【名称】 学校行事等運営費補助金（小・中学校） 【概要】 学校における各種の行事に対して必要な経費を交付するうえで、集団行動を通じて学校生活の楽しさ・自信・喜びを持たせ子供たちが主体的自主的に計画を立て実践していくことで仲間意識・自主性・創造性・協調性の陶冶を図る。 【補助基準】 定額補助 小学校 1校327千円 中学校 1校392千円</p>	<p>【名称】 学校管理交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 幕別町の例により、平成18年度当初に統合する。</p>
92	<p>【名称】 学校運営交付金 【概要】 学校における教職員研究、特別活動、運動会等の行事等が円滑に進めることができるよう交付する。 【補助基準】 定額補助 小学校 203千円～1,127千円 中学校 348千円～1,070千円</p>		<p>【名称】 学校運営交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 幕別町の例により、平成18年度当初に統合する。</p>
93	<p>【名称】 幕別町学校教育振興会補助金 【概要】 幕別町学校教育の振興のための諸方策を樹立し推進することを目的とし、研修部、文化部、厚生部、事務局に分け、町内の行事及び視察研修、体育大会等を開催するうえでの必要な経費を負担する。 【補助基準】 定額補助 4,030千円</p>	<p>【名称】 忠類村学校教育振興会補助金 【概要】 学校教育の振興を図り教職員の職能向上、児童生徒の学力・体力の向上、教職員及び教育委員会職員の研修活動を推進することを目的とし、研修部、文化部、体育部に分け村内で行う行事及び方面大会、十勝大会等に参加するうえでの必要な経費を全額村負担している。 【補助基準】 定額補助 1,310千円</p>	<p>【名称】 幕別町学校教育振興会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。</p>
94	<p>【名称】 幕別町青年団体連絡協議会補助金 ※平成16年度をもって解散</p>	<p>【名称】 忠類村青年会補助金 ※平成17年度から休会</p>	調整なし
95	<p>【名称】 幕別町子ども会育成連絡協議会補助金 【概要】 幕別支部、札内支部組織の連絡協調を図り、支部の発展向上と少年の健全育成に寄与するために補助する。 【補助基準】 定額補助 700千円</p>	<p>【名称】 忠類村地域子ども会補助金 【概要】 地域子ども会育成組織の連絡調整を図り、地域子ども会の発展向上と、青少年の健全育成に寄与するために補助する。 【補助基準】 定額補助 172千円</p>	<p>【名称】 幕別町子ども会育成連絡協議会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準については、団体の統合に合わせて調整する。</p>

団体補助（町村単独）【2町村同一あるいは同種のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
96	<p>【名称】 手づくりのまち推進委員会交付金 【概要】 地域に住む人々が幸せになるため、住民自らが「明るく、豊かな、住みよい」地域を築く住民活動を推進するために交付する。 【補助基準】 定額補助 300千円</p>	<p>【名称】 忠類村コミュニティ運動推進協議会補助金 【概要】 村民の自主的意欲と努力によって物心両面から豊かな生活と住み良い忠類村を築くための住民活動を推進するために補助する。 【補助基準】 定額補助 120千円</p>	<p>【名称】 手づくりのまち推進委員会交付金 忠類コミュニティ運動推進協議会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 団体が統合するまでは現行のとおりとする。ただし、補助基準については、団体の統合に合わせて調整する。</p>
97	<p>【名称】 文化団体活動費補助金 【概要】 会員相互の親睦と文化団体との交流を図り、文化の向上に努め、もって地域文化の普及発展に貢献するために補助する。 【補助基準】 定額補助 200千円</p>	<p>【名称】 文化協会補助金 【概要】 会員相互の親睦と文化団体との交流を図り、文化の向上に努め、もって地域文化の普及発展に貢献するために補助する。 【補助基準】 定額補助 410千円</p>	<p>【名称】 文化団体活動費補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 団体が統合するまでは現行のとおりとする。ただし、補助基準については、団体の統合に合わせて調整する。</p>
98	<p>【名称】 町民芸術劇場交付金 【概要】 町民が主体となって優れた芸術文化事業の選定と運営を行い、町の芸術鑑賞機会の充実を図るために交付する。 【補助基準】 定額交付 5,000千円</p>	<p>【名称】 忠類村芸術鑑賞協会補助金 【概要】 村民に優れた芸術文化に触れる機会をつくり、それらを通じて村民が交流を深め、併せて忠類村の芸術文化の向上・発展に寄与するために補助する。 【補助基準】 定額補助 90千円</p>	<p>【名称】 町民芸術劇場交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 団体が統合するまでは現行のとおりとする。ただし、補助基準については、団体の統合に合わせて調整する。</p>
99	<p>【名称】 幕別町体育連盟振興補助金 【概要】 町内各体育団体と連絡を密にし、本町の体育振興を推進するため補助する。 【補助基準】 定額補助 1,600千円</p>	<p>【名称】 忠類村体育連盟補助金 【概要】 村民に体育スポーツを奨励し、その普及を図るために補助する。 【補助基準】 定額補助 590千円</p>	<p>【名称】 幕別町体育連盟振興補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 団体が統合するまでは現行のとおりとする。ただし、補助基準については、団体の統合に合わせて調整する。</p>
100	<p>【名称】 幕別町スポーツ少年団体育成補助金 【概要】 少年たちが、スポーツを通じて力強く豊に生き抜く力を養い心身を鍛練するため補助する。 【補助基準】 定額補助 450千円</p>	<p>【名称】 忠類村スポーツ少年団本部補助金 【概要】 村内各单位スポーツ少年団相互の連携と活動強化を図り、スポーツを通じて青少年の健全な育成に資するために補助する。 【補助基準】 定額補助 290千円</p>	<p>【名称】 幕別町スポーツ少年団体育成補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。</p>
101	<p>【名称】 幕別町PTA連合会活動費補助金 【概要】 幕別町内各PTAの緊密な連絡・連携を図り、教育振興とPTA活動の充実と発展のために補助する。 【補助基準】 定額補助 300千円</p>	<p>【名称】 忠類村PTA連合会補助金 【概要】 小中学校PTAの緊密な連絡提携を図り、学校教育の向上振興を図るために補助する。 【補助基準】 定額補助 54千円</p>	<p>【名称】 幕別町PTA連合会活動費補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。</p>

団体補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
102	<p>【名称】 幕別町自衛隊協力会補助金 【概要】 自衛隊の諸行事に協力するとともに防衛思想の普及高揚に資する。 【補助基準】 定額補助 93千円</p>		<p>【名称】 幕別町自衛隊協力会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 団体が統合するまでは現行のとおりとする。ただし、補助基準については、団体の統合に合わせて調整する。</p>
103	<p>【名称】 職員交友会交付金 【概要】 会員の親睦と自主的な発意により、経済的、社会的、文化的地位の向上を図り、以って地方行政の明朗闊達なる遂行に寄与するため、職員交友会に交付する。 【補助基準】 定額補助 500千円</p>		平成17年度をもって廃止する。
104		<p>【名称】 忠類村納税推進交付金 ※平成16年度に忠類村納税貯蓄組合連合会解散</p>	調整なし
105	<p>【名称】 NPO国際パークゴルフ協会交付金 ※平成17年度から補助金を国際パークゴルフ大会を主催する協会への交付金に変更 【概要】 幕別町で開催されるパークゴルフ国際大会を主催するNPO国際パークゴルフ協会に対して交付する。 【補助基準】 NPO国際パークゴルフ協会が幕別町で開催するパークゴルフ国際大会に要する経費等のうち、前年度大会繰越金及び参加料を除く経費の1/2以内の額を交付する。ただし、限度額は500千円とする。</p>		<p>【名称】 NPO国際パークゴルフ協会交付金 【補助基準】 NPO国際パークゴルフ協会が幕別町で開催するパークゴルフ国際大会に要する経費等のうち、前年度大会繰越金及び参加料を除く経費の1/2以内の額を交付する。ただし、限度額は500千円とする。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
106	<p>【名称】 国際交流協会補助金 【概要】 諸外国との交流を通じてお互いの理解と信頼を深め、幕別町の文化・教育・経済の発展に貢献することを目的とする当該協会に補助する。 【補助基準】 定額補助 300千円</p>		<p>【名称】 国際交流協会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
107	<p>【名称】 東京幕別会補助金 【概要】 会員相互の親睦、交流、情報の交換を図り、幕別町の繁栄に寄与することを目的とする当該団体に補助する。 【補助基準】 定額補助 50千円</p>		合併時に廃止する。

団体補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
108	<p>【名称】 へき地保育所運営委員協議会交付金 【概要】 へき地保育所運営委員協議会における活動運営費を交付する。 【補助基準】 25千円×保育所数+児童数×140円×10カ月</p>		<p>【名称】 へき地保育所運営委員協議会交付金 【補助基準】 25千円×保育所数+児童数×140円×10カ月 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
109	<p>【名称】 赤ちゃんクラブ補助金 【概要】 赤ちゃんクラブ（育児サークル）運営費を補助する。 【補助基準】 定額補助 100千円</p>		<p>【名称】 赤ちゃんクラブ補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
110		<p>【名称】 広尾地方食品衛生協会忠類支部助成金 【概要】 関係機関と緊密なる連絡により、飲食に起因する各種伝染病や食中毒等の発生を未然に防止し、進んで食品の品質その他食品衛生の向上を図ることを目的とする当該団体に助成する。 【補助基準】 定額補助 40千円</p>	合併時に廃止する。
111		<p>【名称】 忠類村衛生協力会連合会補助金 【概要】 家庭・職場・社会生活における環境の美化・保全・公衆衛生等を推進し、村民による自主活動を普及推進するとともに、良好で快適な生活環境の確保と清潔で美しい地域づくりを進めることを目的とする当該団体に補助する。 【補助基準】 定額補助 6千円</p>	合併時に廃止する。
112		<p>【名称】 忠類村農協青年部運営事業補助金 【概要】 農業経営者の担い手として、視察研修及び団体活動の中から教養を高め、魅力ある農業経営を築くことを目的に補助する。 【補助基準】 定額補助 100千円</p>	<p>【名称】 忠類村農協青年部運営事業補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成17年度をもって廃止する。</p>
113		<p>【名称】 忠類村農協女性部運営事業費補助金 ※平成15年度から休部</p>	合併時に廃止する。
114		<p>【名称】 忠類村担い手センター運営事業補助金 【概要】 農業後継者の各種配偶者対策や農業実習生、体験研修生、後継者の育成等に係る経費等に対して助成する。 【補助基準】 定額補助 350千円</p>	<p>【名称】 忠類担い手センター運営事業補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、(財)幕別町農業振興公社が新町全域の組織になった時点をもって廃止する。</p>

団体補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
115	<p>【名称】 農業振興公社運営費補助金 【概要】 農業の担い手の育成、農地の流動化対策、農業情報の提供等を実施し、農業の生産性の向上を図り、もって地域農業の振興に資するために補助する。 【補助基準】 運営費の2/3を補助する。 【その他特記事項】 運営費の1/3をJA幕別町、JA札内、JA帯広大正からの補助あり。</p>		<p>【名称】 農業振興公社運営費補助金 【補助基準】 運営費の2/3を補助する。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準について、組織の再編と合わせて、新町において調整する。</p>
116	<p>【名称】 援農協力会補助金 【概要】 農繁期における労働力確保のための労務対策経費として補助する。 【補助基準】 定額補助 560千円</p>		<p>【名称】 援農協力会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
117		<p>【名称】 畜産振興連絡協議会補助金 【概要】 酪農畜産関係組織が協力し、畜産諸対策等について連携を保ちながら、地域の酪農畜産振興に取り組むとともに、有畜農業者の経営向上を目指すために補助する。 【補助基準】 定額補助 400千円</p>	<p>【名称】 畜産振興連絡協議会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準について、和牛生産改良組合補助金（項目118）と併せて、新町において調整する。</p>
118	<p>【名称】 和牛生産改良組合補助金 【概要】 会員相互に協力して和牛子牛生産並びに育成技術の研修をして、和牛の定着化、和牛生産による農業所得の向上・農業経営の安定化を図るために補助する。 【補助基準】 定額補助 200千円</p>		<p>【名称】 和牛生産改良組合補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準について、畜産振興協議会補助金（項目117）と併せて、新町において調整する。</p>
119	<p>【名称】 農業団体振興補助金 【概要】 農業の近代化、農民生活の向上、農業所得に係る税務申告事務などの取り組みに対して補助する。 【補助基準】 定額補助 3,500千円</p>		<p>【名称】 農業団体振興補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
120		<p>【名称】 猿友会大樹支部忠類部会補助金 【概要】 有害鳥獣捕獲事業の円滑な推進を図るため、従事者に対し活動費用の一部を補助する。 【補助基準】 ハンター保険相当分及び玉代を補助する。</p>	<p>【名称】 猿友会大樹支部忠類部会補助金 【補助基準】 ハンター保険相当分及び玉代を補助する。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助金のあり方について、帯広猿友会幕別支部の統合に合わせて、新町において調整する。</p>

団体補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
121	<p>【名称】 技能士会補助金 【概要】 技能士の社会的地位の確保と技能士の資質向上に努力し、会の発展と地域産業の振興を図る。 【補助基準】 定額補助 100千円</p>		<p>【名称】 技能士会補助金 【補助基準】 (1) 事業数割 (2) 会員数割 【具体的調整内容】 平成18年度当初に再編する。</p>
122	<p>【名称】 日本労働組合連合会北海道連合会幕別地区連合会補助金 【概要】 平和と民主主義を守り、労働者の権利向上と地域経済の向上を図る活動をしている当該団体に補助金を支給している。 【補助基準】 (1) 労働組合団体数割 775千円 (2) 組合員数割 1人100円/月</p>		<p>【名称】 日本労働組合連合会北海道連合会幕別地区連合会補助金 【補助基準】 (1) 労働組合団体数割 775千円 (2) 組合員数割 1人100円/月 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準については、新町の労働団体の形態が明確になってから調整する。</p>
123	<p>【名称】 幕別町消費者協会補助金 【概要】 消費に関する調査、研究などを行い、消費生活の向上について活動している当該団体に補助する。 【補助基準】 定額補助 200千円</p>		<p>【名称】 幕別町消費者協会補助金 【補助基準】 (1) 事業数割 (2) 会員数割 【具体的調整内容】 平成18年度当初に再編する。</p>
51	<p>124</p> <p>【名称】 幕別町物産協会助成金 ※平成16年度から幕別町観光協会（項目89）と統合</p>		調整なし
	<p>125</p> <p>【名称】 公園管理交付金 ※平成17年度から協働のまちづくり支援事業（項目29）に移行</p>		調整なし
	<p>126</p> <p>【名称】 江陵高等学校教育振興会補助金 【概要】 江陵高等学校の教育事業を円滑に推進するため助成する。 【補助基準】 定額補助 2,000千円</p>		<p>【名称】 江陵高等学校教育振興会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
	<p>127</p> <p>【名称】 複式教育研究会補助金 【概要】 幕別町の複式教育の研究推進のため研究並びに視察等で教職員の資質向上を図るため補助する。 【補助基準】 定額補助 680千円</p>		<p>【名称】 複式教育研究会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>

団体補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
128	<p>【名称】 幕別町児童生徒健全育成推進委員会交付金 【概要】 未来を担う青少年を心身共に健やかに成長させるために、在学青少年の生活指導上必要な事項について研究協議を図り、活動の指針を示すとともに実践に向けて各関係機関に働きかけ、地域の教育力を高め、健全で豊かな教育風土のある町づくりのために補助する。 【補助基準】 定額補助 550千円</p>		<p>【名称】 幕別町児童生徒健全育成推進委員会交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
129	<p>【名称】 地域生涯学習推進委員会補助金 【概要】 町民が健康で文化的に明るく豊かな生活を営むことができる郷土の創造を目指し、公民館活動をより推進し、地域文化の交流を図るために補助する。 【補助基準】 50千円/館</p>		<p>【名称】 地域生涯学習推進委員会補助金 【補助基準】 50千円/館 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
130	<p>【名称】 幕別小中高 P T A 連絡協議会交付金 【概要】 地域における児童生徒の健全育成と生活指導面の連絡と協調を密にし、指導の充実と3校間の交流を深めるために交付する。 【補助基準】 定額補助 150千円</p>		<p>【名称】 幕別小中高 P T A 連絡協議会交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
131	<p>【名称】 札内地区生活指導連絡協議会交付金 【概要】 札内地区の小・中・高校が生活指導上必要な事項について連絡、協議を図り、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にするために交付する。 【補助基準】 定額補助 200千円</p>		<p>【名称】 札内地区生活指導連絡協議会交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
132	<p>【名称】 南幕別地域生活指導連絡協議会交付金 【概要】 南幕別地域の小中学校の児童生徒の健全育成を目指し、生活指導上必要な事項について連絡、協議し、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にするために交付する。 【補助基準】 定額補助 50千円</p>		<p>【名称】 南幕別地域生活指導連絡協議会交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
133	<p>【名称】 文化財保存補助金 【概要】 民族芸能である糠内獅子舞の保存伝承のために補助する。 【補助基準】 定額補助 100千円</p>		<p>【名称】 文化財保存補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>

団体補助（町村単独）【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
134		<p>【名称】 ナウマン太鼓保存会補助金 【概要】 郷土芸能であるナウマン太鼓の保存伝承のために補助する。 【補助基準】 定額補助 50千円</p>	<p>【名称】 ナウマン太鼓保存会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
135		<p>【名称】 忠類村生涯スポーツ等指導者協議会補助金 【概要】 指導者・公認審判員等の発掘・育成と資質の向上を図り、生涯スポーツの振興に寄与するために補助する。 【補助基準】 定額補助 240千円</p>	合併時に廃止する。
136	<p>【名称】 ふるさと館事業委員会交付金 【概要】 ふるさと館の常設展示及び特別展示、講座などの企画運営にあたり、ふるさと館の円滑なる運営に寄与するために補助する。 【補助基準】 定額補助 500千円</p>		<p>【名称】 ふるさと館事業委員会交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
137	<p>【名称】 図書館事業委員活動費交付金 【概要】 町民文芸誌の編集と発刊に関すること、図書資料の選定に関すること及びその他図書館事業に関することに対する活動のため補助する。 【補助基準】 定額補助 700千円</p>		<p>【名称】 図書館事業委員活動費交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。</p>
138		<p>【名称】 忠類村農業者年金協議会負担金 【概要】 協議会の運営に対し補助する。 【補助基準】 定額補助 20千円</p>	<p>【名称】 幕別町忠類農業者年金協議会負担金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成17年度をもって廃止する。</p>